

熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の
放棄に関する条例の制定について

熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄
に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市が熊本県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に対して有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の事業の再生に資すること及び新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20条第4項の中小企業者等をいう。
- (2) 求償権 保証協会が信用保証協会法に基づく中小企業者等に対する融資に係る債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。
- (3) 求償権の放棄等 求償権の放棄又は不等価譲渡（求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。）をいう。
- (4) 損失補償契約 市と保証協会との間の契約であつて、保証協会が保証債務を

履行した際に生じた損失に対して市が補償を行うことを定めたものをいう。

- (5) 回収納付金 保証協会が、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち市に納入しなければならないものをいう。

(回収納付金を受け取る権利の放棄)

第3条 市長は、保証協会から損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けた場合は、当該申出が次に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該計画（第9号に掲げるものを除く。）が事業の再生に資すると認めるとき（当該計画が第2号に掲げる計画である場合にあっては事業の再生に資すると認めるとき又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与すると認めるときとし、当該計画が第4号に掲げる計画である場合にあっては新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与すると認めるときとする。）は、当該求償権の放棄等に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

- (1) 株式会社整理回収機構が金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第53条第1項第2号の特定協定銀行として行う支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）第3条第1項に規定する特定調停手続（災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の災害の影響により中小企業者等が申し立てた場合に限る。）において策定された、事業の再生に関する計画又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に関する計画
- (3) 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する株式会社地域経済活性化支援機構による再生支援決定に係る事業の再生に関する計画
- (4) 株式会社地域経済活性化支援機構法第32条の2第3項に規定する株式会社地域経済活性化支援機構による特定支援決定に係る計画で、新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に関するもの
- (5) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第15項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第16項に規定する特定認証紛争解決手続にお

いて策定された事業の再生に関する計画

- (6) 産業競争力強化法第127条第2項の規定による認定支援機関の支援であつて同法第128条第5項の規定による中小企業再生支援協議会の決定又は助言に従い行われるものを受けて策定された事業の再生に関する計画
- (7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下この条において「中小機構」という。)が産業競争力強化法第133条第1号に規定する出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (8) 中小機構が産業競争力強化法第133条の規定により行う同条第2号に規定する支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (9) その他前各号に掲げる計画に準ずる計画で、事業の再生に資するもの又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与するものとして市長が認めるもの

(報告)

第4条 市長は、前条の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

熊本県信用保証協会に対して市が有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の事業の再生に資し、及び新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。